

守っていますか

道路の正しい渡り方

道路横断中の歩行者と車両との交通事故を防ぐため、歩行者横断禁止の標識が新たに2カ所に設置されました。この機会に正しい横断方法を学び、交通マナーを向上させませんか。問い合わせは市都市安全企画課 ☎784・8055へ。

歩行者の横断禁止に

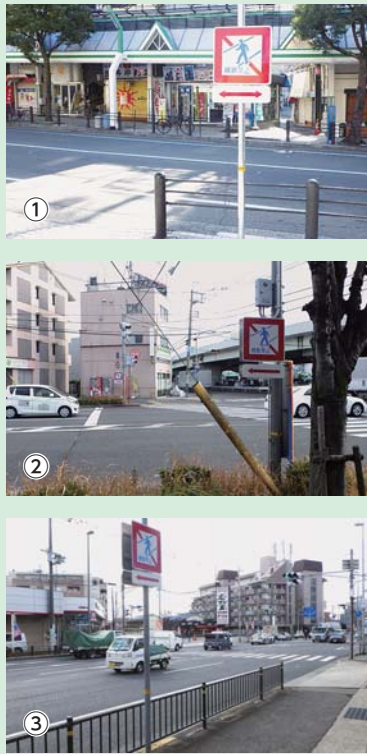


今回、特に市内で危険な横断が多発している2カ所に、交通規制を行う「歩行者横断禁止」の標識(右写真)が新設され、市内の歩行者横断禁止の区間は全部で3カ所になりました。

歩行者は、標識で横断が禁止されている区間を横断してはいけません。設置場所は次の通り。

【新設】▷中央3丁目交差点~中央4丁目交差点(写真①)▷北村交差点~鑄物師5丁目交差点(同②)【既設】▷緑ヶ丘小前交差点~東中学校前交差点(同③)。

横断歩道のない道路を横断中、車にはねられるという痛ましい事故が発生しています。特に早朝・夜間は、車の運転者からは周りが見えづらく、歩行者の発見が遅れます。正しい横断を心掛けましょう。



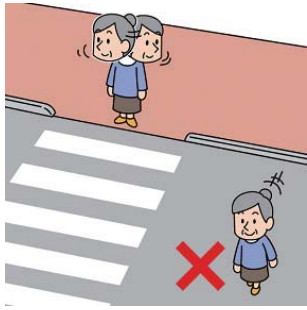
近くの横断歩道の利用を

正しい道路の横断方法は、道路交通法では**横断歩道の利用**が定められています(道路交通法第12条第1項)。

歩行者は、横断歩道がある場所の付近は、横断歩道を利用して道路を横断しないとはいけません。

運転者の注意が横断歩道に向くので、横断歩道以外を渡る歩行者が見落とされやすく、交通事故の危険性が高まります。

遠回りでも横断歩道を渡りましょう。



交通事故の危険性が高まり、違反すれば歩行者に罰金も!

正しい方法で道路を横断しなければ、歩行者も交通違反となり、罰金などの刑事罰が科せられる場合があります(2万円以下の罰金または科料)。必ず交通ルールを守りましょう。禁止内容は次の通り。

車の近くで渡らない

車の直前直後の横断禁止(道路交通法第13条第1項)

歩行者は、車両などの直前直後で横断してはいけません。



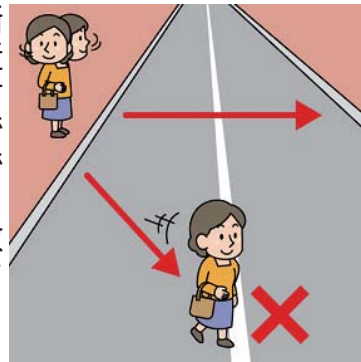
道路脇に停車している車の前後や走り去った車の後方から横断すると、走行してくる運転者から歩行者などが見えにくく、交通事故の危険性が高まります。

無理・無茶な横断をしない

斜め横断の禁止(道路交通法第12条第2項)

歩行者は、道路を斜めに横断してはいけません。

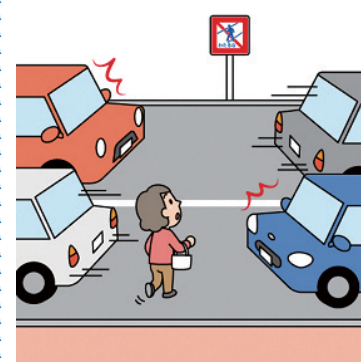
道路を斜めに横断すると、後方から近付いている車に気付くのが遅れるだけでなく、渡り切るまでの距離と時間が長くなるため、交通事故の危険性が高まります。



横断禁止場所で渡らない

横断禁止場所での横断禁止(道路交通法第13条第2項)

歩行者は、道路標識などで横断が禁止されている区間を横断してはいけません。



複数の車両通行帯(車線)がある道路、車両通行量が多い道路などに設けられています。横断禁止場所での横断は、重大事故につながる恐れがあります。

	通常	キャンペーン期間中 (基本郵送料84円無料)
普通郵便	84円	0円
速達	344円	260円
簡易書留	404円	320円

市は、3月1日~来年3月末に市民課オンライン申請サービスを利用した場合、基本郵送料が無料となるキャンペーンを開始します。

来庁が不要のオンライン申請を利用し、混雑知らずのスムーズな手続きを始めませんか。対象となる証明は次の通り。

【対象となる証明】▽戸籍謄抄本(現在・除籍・改製原戸籍)▽戸籍の附票▽身分証明▽独身証明▽住民票の写し~など。

基本郵送料無料キャンペーンの利用は、マイナンバーカードを利用したオンライン申請の場合に限ります。

戸籍や住民票など オンラインで簡単に

伊丹市役所が、あなたの手の中に。

オンライン申請は、スマートフォンで

転出届・戸籍等
オンライン申請
基本郵送料
0円
今だけ!

転出届もオンラインで

郵便での申請と違い、定額小為替を購入する必要も、封筒や切手を準備する必要もありません。申請時に必要な物は次の通り。

▽マイナンバーカード対応スマートフォン▽有効な署名用電子証明が搭載されたマイナンバーカード▽署名用電子証明用の暗証番号(6~16桁)▽クレジットカード~など。

転出届のオンライン申請は「転出証明書」は不要となり、手続き完了はメールで通知します。転入先にマイナンバーカードを持参するだけで手続き可能です。

詳しくはホームページ(下二次元コードから読み取り可)で確認を。